

自 令和6年12月10日

日間

至 令和6年 月 日

令和6年

第4回

四国中央市議会定例会議案書

四 国 中 央 市

令和6年 第4回 四国中央市議会定例会議案目録		
議 案 番 号	件 名	頁
承 認 第 4 号	令和6年度四国中央市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて	4
議 案 第 87 号	四国中央市下水道条例の一部を改正する条例について	8
議 案 第 88 号	令和6年度四国中央市一般会計補正予算（第5号）	10
議 案 第 89 号	令和6年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	21
議 案 第 90 号	令和6年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）	25
議 案 第 91 号	令和6年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	28
議 案 第 92 号	令和6年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第1号）	31
議 案 第 93 号	令和6年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算（第2号）	33
議 案 第 94 号	令和6年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）	36
議 案 第 95 号	令和6年度四国中央市水道事業会計補正予算（第1号）	40
議 案 第 96 号	令和6年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第2号）	41
議 案 第 97 号	愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合理約の変更について	42
議 案 第 98 号	愛媛県市町総合事務組合の構成団体からの脱退に伴う財産処分について	43

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 9 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	44

承認第 4 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 4 号）
の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

専決第 21 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 4 号） の専決処分書

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 4 号）を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 64,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 45,797,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 10 月 9 日

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 2,714,154	千円 43,162	千円 2,757,316
	3 委託金	315,336	43,162	358,498
20 繰越金		1,622,750	20,838	1,643,588
	1 繰越金	1,622,750	20,838	1,643,588
歳 入 合 計		45,733,000	64,000	45,797,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,342,196	千円 45,480	千円 5,387,676
	4 選 挙 費	97,535	45,480	143,015
14 予 備 費		66,707	18,520	85,227
	1 予 備 費	66,707	18,520	85,227
歳 出 合 計		45,733,000	64,000	45,797,000

議案第 87 号

四国中央市下水道条例の一部を改正する条例について

四国中央市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

四国中央市下水道条例の一部を改正する条例

四国中央市下水道条例（平成 16 年四国中央市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ポンプ場の表を次のように改める。

(2) ポンプ場

名称	位置
川之江ポンプ場	四国中央市川之江町 4098 番地 2
大江ポンプ場	四国中央市川之江町 4168 番地
川関ポンプ場	四国中央市金生町下分 226 番地 7
新浜ポンプ場	四国中央市妻鳥町 3048 番地 6
村松ポンプ場	四国中央市村松町 316 番地 2
三島ポンプ場	四国中央市三島中央 1 丁目 12 番 37 号
寒川ポンプ場	四国中央市寒川町 4775 番地 2

第 5 条第 5 号の表を次のように改める。

排水面積（単位 平方メートル）	排水管内径（単位 ミリメートル）	勾配
200 未満	100 以上	100 分の 2 以上
200 以上 400 未満	125 以上	100 分の 1.7 以上
400 以上 600 未満	150 以上	100 分の 1.5 以上
600 以上 1,500 未満	200 以上	100 分の 1.2 以上
1,500 以上	250 以上	100 分の 1 以上

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

川関ポンプ場を設置することに伴い、本条例の一部を改正するものである。

議案第 88 号

令和 6 年度四国中央市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度四国中央市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,186,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,983,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		6,214,344	180,208	6,394,552
	1 国庫負担金	4,129,003	183,161	4,312,164
	2 国庫補助金	2,070,357	△2,953	2,067,404
16 県支出金		2,757,316	82,320	2,839,636
	1 県負担金	1,659,854	129,041	1,788,895
	2 県補助金	738,964	△46,721	692,243
18 寄 附 金		1,776,797	2,871	1,779,668
	1 寄 附 金	1,776,797	2,871	1,779,668
19 繰 入 金		2,622,686	14,176	2,636,862
	1 特別会計繰入金	215,010	14,176	229,186
20 繰 越 金		1,643,588	871,951	2,515,539
	1 繰 越 金	1,643,588	871,951	2,515,539
21 諸 収 入		902,728	83,374	986,102
	5 雑 入	534,920	83,374	618,294
22 市 債		3,993,400	△48,900	3,944,500
	1 市 債	3,993,400	△48,900	3,944,500
歳 入 合 計		45,797,000	1,186,000	46,983,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 256,188	千円 △513	千円 255,675
	1 議 会 費	256,188	△513	255,675
2 総 務 費		5,387,676	219,134	5,606,810
	1 総務管理費	4,753,260	222,645	4,975,905
	2 徴 税 費	295,206	865	296,071
	3 戸籍住民基本台帳費	159,998	△4,387	155,611
	4 選 挙 費	143,015	77	143,092
	5 統計調査費	11,355	△64	11,291
	6 監査委員費	24,842	△2	24,840
3 民 生 費		18,081,143	319,590	18,400,733
	1 社会福祉費	5,971,465	365,172	6,336,637
	2 老人福祉費	4,076,862	△40,930	4,035,932
	3 児童福祉費	6,730,355	△5,425	6,724,930
	4 生活保護費	1,293,601	△367	1,293,234
	5 災害救助費	8,860	1,140	10,000
4 衛 生 費		3,702,035	311,262	4,013,297
	1 保健衛生費	1,759,869	292,327	2,052,196
	2 清 掃 費	1,942,166	18,935	1,961,101

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 1, 031, 542	千円 12, 708	千円 1, 044, 250
	1 農 業 費	675, 235	10, 930	686, 165
	2 林 業 費	281, 124	1, 608	282, 732
	3 水産業費	75, 183	170	75, 353
7 商 工 費		999, 581	△10, 516	989, 065
	1 商 工 費	999, 581	△10, 516	989, 065
8 土 木 費		3, 513, 806	51, 593	3, 565, 399
	1 土木管理費	237, 362	342	237, 704
	2 道路橋りょう費	1, 173, 538	31, 042	1, 204, 580
	4 港 湾 費	360, 525	25, 638	386, 163
	5 都市計画費	1, 314, 028	△4, 883	1, 309, 145
	6 住 宅 費	259, 725	△546	259, 179
9 消 防 費		1, 740, 248	6, 756	1, 747, 004
	1 消 防 費	1, 740, 248	6, 756	1, 747, 004
10 教 育 費		6, 221, 844	245, 599	6, 467, 443
	1 教育総務費	413, 289	△2, 132	411, 157
	2 小学校費	2, 079, 022	17, 277	2, 096, 299
	3 中学校費	953, 546	25, 442	978, 988

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 幼稚園費	212,627	△8,242	204,385
	5 社会教育費	1,186,355	6,404	1,192,759
	6 保健体育費	1,377,005	206,850	1,583,855
11 災害復旧費		63,250	30,000	93,250
	2 公共土木施設災害復旧費	41,450	30,000	71,450
14 予 備 費		85,227	387	85,614
	1 予 備 費	85,227	387	85,614
歳 出 合 計		45,797,000	1,186,000	46,983,000

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

款	項	事業名	金額
			千円
4 衛生費	1 保健衛生費	水道施設整備事業	17,483
8 土木費	2 道路橋りょう費	市単道路改良事業	20,000
	3 河川費	市単河川改良事業	35,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	30,000

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事項	期間	限度額
		千円
広報紙発行業務	令和6年度から 令和7年度まで	17,819
庁舎整備事業	令和7年度	9,000
ガバメントクラウド接続回線 構築業	令和6年度から 令和7年度まで	11,590
固定資産評価システム標準化 対応業	令和6年度から 令和7年度まで	8,503
納入通知書作成等業務	令和6年度から 令和10年度まで	29,240
マイナンバーカード普及促進事業	令和6年度から 令和7年度まで	15,839
放課後児童健全育成施設整備事業	令和7年度	30,000
具定展望台整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	9,542

事 項	期 間	限 度 額
愛媛県予部消防指令センター整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	千円 19,178
新宮小規模特認校事業 (令和7年度校区外児童・生徒送迎)	令和6年度から 令和7年度まで	44,456
小中学校ICT教育推進事業	令和6年度から 令和7年度まで	26,038
北地区交流センター(仮称)整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	7,061
図書館及び博物館等指定管理業務	令和6年度から 令和11年度まで	1,136,392
高原ミュージアム空調改修事業	令和7年度	6,098
体育館空調設備整備事業	令和7年度	24,493
川之江埋立グラウンド整備事業	令和7年度	228,265
伊予三島運動公園プール整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	46,969
学校給食施設整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	69,993

第4表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
愛媛県予部消防指令センター整備事業	千円 8,200	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
体育施設整備事業	千円 10,300	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応じ 繰上償還、償還年限の短 縮又は低利債に借換す ることができる。

(変 更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市単土地改良事業	千円 79,900	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年 5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30 年以内 (うち据置 5 年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 91,900	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
県営森林基幹道 開設事業	5,600	同 上	同 上	同 上	6,100	同 上	同 上	同 上
県営港湾改良事業	113,900	同 上	同 上	同 上	125,900	同 上	同 上	同 上
小学校施設整備事業	1,185,100	同 上	同 上	同 上	1,177,700	同 上	同 上	同 上
現年度林業用施設 単独災害復旧事業	4,400	同 上	同 上	同 上	5,500	同 上	同 上	同 上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年度道路橋りょう 単独災害復旧事業	千円 18,000	借入方法 普通貸借又は債券 発行の方法による。	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借入れる資金 について、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見直 し後の利率)	1. 償還期限 借入年度の翌年度から 30年以内 (うち据置5年以内) 2. その他 借入先の融通条件によ る。ただし、必要に応 じ繰上償還、償還年限 の短縮又は低利債に借 換することができる。	千円 50,200	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

(廃止)

起債の目的	限度額	備考
市単道路改良事業	千円 100,000	
江之元地区再開発事業	17,800	

議案第 89 号

令和 6 年度四国中央市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度四国中央市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 128,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,105,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		千円 6,734,046	千円 △4,253	千円 6,729,793
	1 県補助金	6,734,045	△4,253	6,729,792
5 繰入金		863,570	65,234	928,804
	1 他会計繰入金	852,649	75,554	928,203
	2 基金繰入金	10,921	△10,320	601
6 繰越金		1	49,927	49,928
	1 繰越金	1	49,927	49,928
7 諸収入		38,704	12,828	51,532
	3 雑入	34,702	12,828	47,530
8 国庫支出金		0	4,264	4,264
	1 国庫補助金	0	4,264	4,264
歳入合計		8,977,000	128,000	9,105,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 207,113	千円 △5,564	千円 201,549
	1 総務管理費	165,046	△2,512	162,534
	2 徴 収 費	31,270	△1,771	29,499
	4 医療費適正化特別対 策事業費	10,428	△1,281	9,147
4 保健事業費		78,332	△80	78,252
	1 保健事業費	78,332	△80	78,252
5 基金積立金		28	117,795	117,823
	1 基金積立金	28	117,795	117,823
6 諸支出金		62,272	16,525	78,797
	1 償還金及び還付加算 金	51,300	2,348	53,648
	2 繰 出 金	10,972	14,177	25,149
7 予 備 費		4,605	△676	3,929
	1 予 備 費	4,605	△676	3,929
歳 出 合 計		8,977,000	128,000	9,105,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納 入 通 知 書 作 成 等 業 務	令和6年度から 令和10年度まで	千円 11,590

議案第 90 号

令和 6 年度四国中央市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度四国中央市の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 62,842	千円 △8,030	千円 54,812
	1 他会計繰入金	51,870	△8,030	43,840
7 県支出金		0	30	30
	1 県補助金	0	30	30
歳 入 合 計		87,000	△8,000	79,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 70,922	千円 △8,000	千円 62,922
	1 施設管理費	70,922	△8,000	62,922
歳 出 合 計		87,000	△8,000	79,000

議案第 91 号

令和 6 年度四国中央市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度四国中央市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,524,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 2,680,085	千円 △3,120	千円 2,676,965
	2 国庫補助金	717,085	△3,120	713,965
5 県支出金		1,551,558	△1,560	1,549,998
	2 県補助金	55,258	△1,560	53,698
6 財産収入		405	490	895
	1 財産運用収入	405	490	895
7 繰入金		1,930,861	△7,810	1,923,051
	1 他会計繰入金	1,808,542	△5,945	1,802,597
	2 基金繰入金	122,319	△1,865	120,454
歳 入 合 計		11,536,000	△12,000	11,524,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		229,652	△4,385	225,267
	1 総務管理費	181,508	△4,385	177,123
3 地域支援事業費		457,346	△8,105	449,241
	3 包括的支援事業・任意事業費	137,702	△8,105	129,597
4 基金積立金		99,356	490	99,846
	1 基金積立金	99,356	490	99,846
歳 出 合 計		11,536,000	△12,000	11,524,000

議案第 92 号

令和 6 年度四国中央市港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度四国中央市の港湾上屋事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 港湾施設費	1 上屋管理費	上屋整備事業	15,148

議案第 93 号

令和 6 年度四国中央市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度四国中央市の介護予防支援事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 65,914	千円 1,000	千円 66,914
	1 他会計繰入金	65,914	1,000	66,914
歳入合計		120,000	1,000	121,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 介護予防支援事業費		千円 119,128	千円 1,000	千円 120,128
	1 介護予防支援事業費	119,128	1,000	120,128
歳 出 合 計		120,000	1,000	121,000

議案第 94 号

令和 6 年度四国中央市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度四国中央市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,678,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠原 実

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 460,015	千円 △7,000	千円 453,015
	1 他会計繰入金	460,015	△7,000	453,015
歳入合計		1,685,000	△7,000	1,678,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 47,910	千円 △7,000	千円 40,910
	1 総務管理費	44,812	△7,000	37,812
歳 出 合 計		1,685,000	△7,000	1,678,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納 入 通 知 書 作 成 等 業 務	令和6年度から 令和10年度まで	千円 12,852

議案第 95 号

令和 6 年度四国中央市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 令和 6 年度四国中央市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度四国中央市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	2,277,500 千円	△14,450 千円	2,263,050 千円
第 1 項 営業費用	2,056,820 千円	△14,450 千円	2,042,370 千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 997,700 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,373 千円及び過年度分損益勘定留保資金 887,327 千円」を「不足する額 999,500 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,373 千円、減債積立金 46,269 千円及び過年度分損益勘定留保資金 842,858 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,745,700 千円	1,800 千円	1,747,500 千円
第 1 項 建設改良費	1,231,125 千円	1,800 千円	1,232,925 千円

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為の期間を次のように改める。

事 項	補正前	補正後
川滝地区水道施設電気設備更新事業	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	令和 6 年度から 令和 8 年度まで

第 5 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	255,784 千円	△12,650 千円	243,134 千円

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

議案第 96 号

令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度四国中央市工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第 1 款 新宮工業用水道事業費用	922,600千円	10,199千円	932,799千円
第 1 項 営 業 費 用	859,449千円	10,199千円	869,648千円
合 計	2,966,000千円	10,199千円	2,976,199千円

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「減債積立金23,440千円、建設改良積立金79,372千円、過年度分損益勘定留保資金452,073千円及び当年度分損益勘定留保資金672,244千円」を「減債積立金484,179千円、建設改良積立金79,372千円、過年度分損益勘定留保資金378,575千円及び当年度分損益勘定留保資金285,003千円」に改める。

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(1) 職員給与費	160,680千円	10,199千円	170,879千円

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

議案第 97 号

愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の解散に伴い、令和 7 年 3 月 31 日をもって津島水道企業団を愛媛県市町総合事務組合から脱退させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、愛媛県市町総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠原 実

愛媛県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり定めるものとする。

愛媛県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

愛媛県市町総合事務組合規約（平成 17 年 4 月 1 日愛媛県指令 17 市第 9 号許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までの規定中「津島水道企業団」を削る。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の脱退に伴い、愛媛県市町総合事務組合規約を変更するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 98 号

愛媛県市町総合事務組合の構成団体からの脱退に伴う財産処分について

令和 7 年 3 月 31 日をもって津島水道企業団が愛媛県市町総合事務組合の構成団体から脱退することに伴う地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定による愛媛県市町総合事務組合の財産処分について、次のとおり組合を組織する地方公共団体と協議のうえ定めるものとする。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

愛媛県市町総合事務組合の構成団体からの脱退に伴う財産処分について

愛媛県市町総合事務組合が所有する、愛媛県市町総合事務組合退職手当負担金条例第 5 条の 2 第 1 項に規定されている財産を除く、土地、建物、その他の一切の財産については、令和 7 年 4 月 1 日において、愛媛県市町総合事務組合に帰属させるものとする。

提 案 理 由

愛媛県市町総合事務組合の構成団体である津島水道企業団の脱退に伴う財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出

四国中央市長 篠 原 実

公の施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
四国中央市川之江図書館 四国中央市三島図書館 四国中央市土居図書館 四国中央市おやこ図書館 四国中央市歴史考古博物館高 原ミュージアム 四国中央市暁雨館	四国中央市上分町 837 番地 8 NPO 法人紙のまち図書館 理事長 三宅 威	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 12 年 3 月 31 日まで

提 案 理 由

四国中央市川之江図書館等の効果的かつ効率的な管理運営を図るため、NPO 法人紙のまち図書館を指定管理者に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものである。